

港区立みなと芸術センターシンボルマーク作成等業務委託 事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区立みなと芸術センターシンボルマーク作成等業務委託事業候補者は、施設の魅力やイメージを象徴的かつ効果的に表現するシンボルマーク等を制作し、文化芸術の中核拠点としてのブランドイメージを構築するとともに、国内外への認知度拡大や魅力を向上させるための取組等の豊富な実績とノウハウがあり、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区立みなと芸術センターシンボルマーク作成等業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和7年10月23日（木）までに、提案書を提出した全ての事業者にもメール及び文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

所要時間は30分程度で、応募の際にご提出いただいた資料をもとに、ご説明をいただきます。（説明10分、質疑20分程度）。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。なお、第二次審査の際は、参加表明書で記載された担当者のほか、業務責任者（複数人いる場合はうち1名）も同席してください（最大3名まで）。

その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者にも別途通知します。

ア 実施日時

令和7年10月28日（火）

イ 実施場所

港区役所（予定）

ウ 結果通知

令和7年10月30日（木）までに、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び第二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
1 基本事項の評価	
専門技術力、専任性	・類似業務の実績 ・責任者及び担当者の本業務に有効な経験年数 ・手持ち業務量
2 基本姿勢について	
業務の理解・考え方	・業務の目的や内容を正しく理解しているか。 ・港区の文化芸術や、みなと芸術センターの整備方針及び役割、目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。
3 提案内容について	
企画提案書の内容	・みなと芸術センターのイメージや特徴を表現しているか。 ・決定した愛称の意味や語感を的確に視覚化しているか。 ・地域特性を踏まえ、公共施設のシンボルとしてふさわしいデザインか。 ・ユニバーサルデザイン（区が定める「港区バリアフリー基本構想」及び「港区カラーバリアフリーガイドライン」）や多様性に配慮しているか。 ・今後、数十年にわたり使用することができる、親しみやすく飽きないデザインか。 ・提案は、独自性、独創性、創造性、新奇性に富む内容となっているか。 ・みなと芸術センターのブランドイメージを構築し、国内外に発信できる提案となっているか。 ・みなと芸術センターの認知度拡大や魅力を向上させるための具体的な取組が提案されているか。 ・地域への浸透に向けた創意工夫がされており、独創性・発展性のある提案がされているか。 ・様々な場面で活用できる汎用性や展開性のある提案となっているか。
4 実現性について	
スケジュール・進捗管理の的確性	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込めるスケジュールか。
人員体制、組織体制	・業務履行が可能な人員体制、組織体制等の環境が整えられているか。 ・業務ごとに履行確認ができる体制となっているか。
5 安全対策について	
情報管理	・情報の管理体制は適切か。 ・著作権や商標登録について正しく理解し、適切な対応が取られているか。
6 地域貢献活動項目の評価	
地域貢献活動項目の有無	「項番4 加点対象となる地域貢献活動項目の評価と提出書類について」参照

7 見積価額の評価	
見積価額	・ 事業提案内容に照らし、適正・妥当な見積額となっているか。

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨の理解	・ 区が本業務を実施する目的を理解できているか。
提案の実現性	・ 見積価額と作業量の整合性が取れ、提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・ 業務責任者や担当者が本業務に必要な経験を十分に持ち、経験を生かした業務の遂行が期待できるか。
提案の効果性	・ シンボルマークの作成等に当たり、提案がみなと芸術センターの理念や特徴を把握し、視覚的にも魅力的で広報やブランド構築等において、効果的な内容になっているか。
提案の発展性	・ 本業務の将来性、独創性、発展性がうかがえる提案がされているか。
取組意欲	・ 予定担当者又は技術者や事業者の取り組む姿勢として、業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※ 第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※ 第一次審査と第二次審査の配点比率は、およそ2：1です。

4 加点対象となる地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、第一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、又は、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

※共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

※共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- ・ 共同事業体構成書
- ・ 共同事業体協定書兼委任状
- ・ 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」に参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、又は、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、第一次審査における加点項目としています。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。

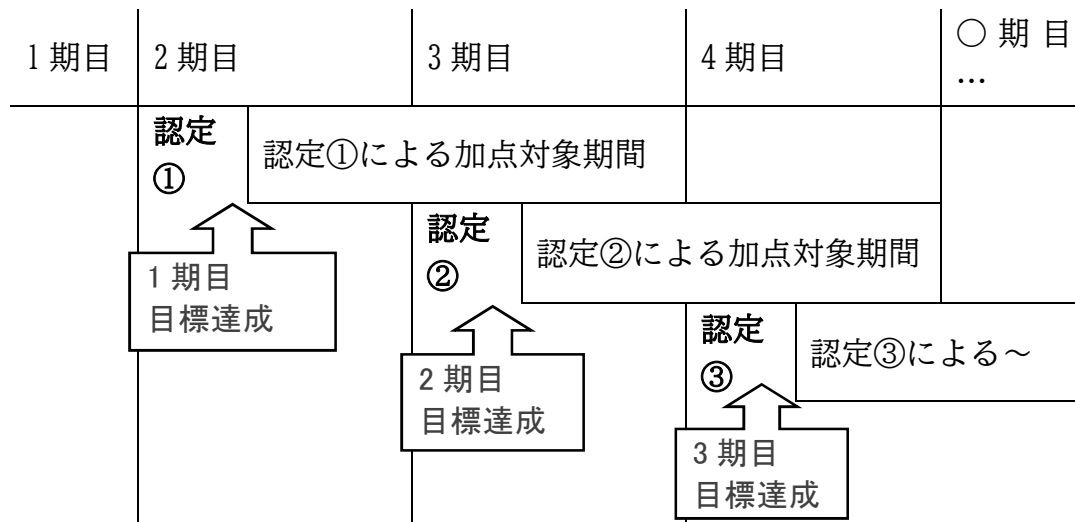
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

【評価条件及び提出書類】

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等
国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（又は、プラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



（３）障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

【評価条件及び提出書類】

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

（４）環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ２以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシ

ステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 審査結果の公表等

(1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

(2) 審査結果は全参加事業者にメール又は文書で通知します。

(3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和7年11月下旬以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。